

27川情個第48号  
平成28年1月22日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 人見 剛

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて（答申）

平成27年5月22日付け27川中区第128号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 【諮問（個人）第159号】

### 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は妥当である。

### 2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成27年4月23日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「自身の平成27年3月16日～平成27年4月23日までの間に出された離婚届」の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を平成27年4月19日届出の離婚届（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、平成27年5月7日付けで、本件対象公文書のうち「連絡先」及び「証人」の欄について、条例第17条第3号に基づく本人以外の個人に関する情報に該当するとして不開示とする一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成27年5月18日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第159号事件）。

### 3 異議申立人の主張要旨

平成27年5月18日付け異議申立書、同年10月20日に実施した口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人が書いたであろう書類を自らが知らないのは不自然である。
- (2) 離婚届不受理申出をしていたところ、離婚届が異議申立人以外の者により提出され、不受理処分となったものであるが、離婚届の届出人署名押印欄に異議申立人が署名押印はしておらず偽造されたものであり、また、それ以外の離婚届の記載事項についても異議申立人のあずかり知らぬところである。
- (3) 届出人署名押印欄の異議申立人の署名押印は偽造されたものであり、証人欄の証人らに対し偽造に加担したとして刑事告訴等をしたため開示を求める。

### 4 実施機関の主張要旨

平成27年6月11日付け処分理由説明書及び同年11月10日実施の口

頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書は、平成27年4月19日中原区役所守衛室に提出され、翌20日に届出内容の審査を行ったところ、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第3項の規定による離婚届不受理申出がなされていることから、不受理処分とした。
- (2) 戸籍法の規定では、離婚届の署名部分は自署を要するが、その他の部分については、特段の規定がないことから、本人以外の者が記載することも認められている。したがって、異議申立人が連絡先及び証人を知りえることとはならないため、条例第17条第3号に規定する本人以外の個人に関する情報であることから、不開示とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 異議申立ての対象処分

実施機関は、異議申立人と同人の妻を届出人とする本件対象公文書のうち、「連絡先」及び「証人」の欄を条例第17条第3号に該当する情報として不開示とした（以下「本件不開示情報」という。）。

これに対し、異議申立人は、いずれも開示すべきであるとして処分の取消しを求めている。

そこで、本件不開示情報の条例第17条第3号の該当性について、以下検討する。

### (2) 本人以外の個人に関する情報の該当性

条例第17条第3号は、本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人以外特定の個人を識別することができるものを含む。）を不開示情報とする。

そこで、本件不開示情報を検討するに、「連絡先」の欄には異議申立人以外の個人に関する電話番号が、「証人」の欄には証人の署名、押印、生年月日、住所、本籍が記載されている。そうすると、いずれも異議申立人以外の個人に関する情報であって、それ自体から又は他の情報と照合することにより、異議申立人以外特定の個人を識別することができる。

したがって、本件不開示情報は、条例第17条第3号の本人以外個人に関する情報であって、本人以外特定の個人を識別することができる情報に該当する。

### (3) 条例第17条第3号ただし書アの該当性がないこと

ア 条例第17条第3号ただし書アは、本人以外個人に関する情報であって、本人以外特定の個人を識別することができる情報であっても、

「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を開示情報とする。

この点、異議申立人は、自分が書いたであろう書類を自分が知らないのは不自然であると主張しており、同条第3号ただし書アの該当性を主張していると考えられる。

そこで、以下、本件不開示情報の同条第3号ただし書アの該当性を検討する。

イ 異議申立人は、戸籍法第27条の2第3項に基づく離婚届不受理申出をしていたところ、本件対象公文書が異議申立人以外の者により提出され、不受理処分となったものである。そして、異議申立人の主張によると、本件対象公文書の届出人署名押印欄に異議申立人が署名押印した事実はなく偽造されたものであり、その他本件対象公文書の記載事項についても異議申立人のあずかり知らぬところで記載されたものであるとのことである。

離婚届の記載事項については、戸籍法第48条第2項において「利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる。」と定められている。しかし、本件については、離婚届が受理されていない以上、同条同項の適用はなく、他の法令等にも、本件対象公文書に記載された連絡先や証人の情報の開示を認める規定はない。

また、本件対象公文書は、異議申立人のあずかり知らぬところで記載され提出されたものだとすると、本件対象公文書に記載された連絡先や証人の情報を異議申立人が知っていた事実はなく、慣行上も知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえない。

ウ したがって、本件不開示情報は、条例第17条第3号ただし書アの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当しない。

#### (4) 条例第17条第3号ただし書イの該当性がないこと

ア 条例第17条第3号ただし書イは、前同様、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を開示情報とする。

この点、異議申立人は、届出人署名押印欄の異議申立人の署名押印が偽造されたものであり、証人欄の証人らに対し偽造に加担したとして刑事告訴等をして、自己の権利利益の保護を図るため開示を求めると主張しているようであり、すなわち同条第3号ただし書イの該当性を主張していると考えられる。

そこで、以下、本件不開示情報の同条第3号ただし書イの該当性を検討する。

イ 同条第3号ただし書イの「開示することが必要であると認められる情報」に該当するか否かは、不開示とすることにより保護される本人以外の個人の権利利益と、開示することにより保護される本人を含む人の生命や財産等を保護する利益とを比較衡量して判断される。

そこで、本件を検討するに、異議申立人の主張の根拠は、証人らが偽造に加担したとするところにあると思われ、これを前提にすると、誰が証人であるかを知りたいと思う異議申立人の気持ちも理解できなくもない。しかし、証人らが偽造に加担したとの蓋然性は抽象的なものであり、異議申立人の利益は抽象的な利益にとどまると考えられる。一方、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであって、「連絡先」及び「証人」の欄を不開示とすることにより保護される異議申立人以外の個人の権利利益と開示による異議申立人の利益を比較衡量すると、本件不開示情報は、同条第3号ただし書イの「開示することが必要であると認められる情報」に該当しないと考えられる。

(5) 条例第17条第3号ただし書ウ及びエの該当性もないこと

なお、本件不開示情報は、条例第17条第3号ただし書ウ（公務員等に関する情報）及びエ（指定管理業務従事者等に関する情報）にも該当しない。

(6) 結論

以上から、本件不開示情報を不開示とした実施機関の処分は妥当である。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子

委員 早 川 和 宏

委員 人 見 剛

委員 葭 葉 裕 子